

会議録・令和7年2月28日第1回定例会（第1日目）

1. 招集の年月日 令和7年2月5日
2. 招集の場所 明和町議会議場
3. 開 会 2月28日 午前9時00分 議長宣告
4. 応 招 議 員 14名
 - 1番 江 京 子
 - 2番 田 邊 ひとみ
 - 3番 北 岡 泰
 - 4番 中 井 啓 悟
 - 5番 瀬 田 萌
 - 6番 綿 民 和 子
 - 7番 奥 山 幸 洋
 - 8番 新 開 晶 子
 - 9番 松 本 忍
 - 10番 山 本 章
 - 11番 宇 田 雅 行
 - 12番 高 橋 浩 司
 - 13番 下 井 清 史
 - 14番 辻 井 成 人
5. 不 応 招 議 員
なし
6. 出 席 議 員
13名
7. 欠 席 議 員
7番 奥 山 幸 洋
8. 本会議に職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 松 井 友 吾
議 会 書 記 山 本 歩 美 田 所 和 幸
9. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名
町 長 下 村 由美子 副 町 長 高 木 謙 治
教 育 長 下 村 良 次 総 務 課 長 朝 倉 正 浩
防 災 安 全 課 長 荒 木 隆 伯 税 務 課 長 西 尾 仁 志
まちづくり戦略
課 長 中 井 清 央 斎宮跡・文化観光課長 森 下 純

- 日程第20 同意第14号 明和町農業委員会の委員の任命同意について
- 日程第21 同意第15号 明和町農業委員会の委員の任命同意について
- 日程第22 議員提出議案第1号 明和町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第4号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
- 日程第24 議案第5号 明和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第6号 明和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第7号 明和町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第8号 明和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第9号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第10号 明和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第11号 明和町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第31 議案第12号 明和町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第32 議案第13号 いつきのみや歴史体験館及びいつき茶屋の指定管理者の指定について

- 日程第33 議案第14号 明和町道路線の認定について
- 日程第34 議案第15号 令和6年度明和町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第35 議案第16号 令和6年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第6号）
- 日程第36 議案第17号 令和6年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第37 議案第18号 令和6年度明和町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第38 議案第19号 令和6年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

(午前 9時 00分)

◎開会の宣告

○議長（辻井 成人） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第1回明和町議会定例会を開会します。

なお、奥山議員から、所用のため本日の会議を欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしくお願ひします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（辻井 成人） 日程第1 「会議録署名議員の指名」については、会議規則第126条の規定により、議長から指名をいたします。

9番 松本 忍 議員

10番 山本 章 議員

の両名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（辻井 成人） 日程第2 「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月14日までの15日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月14日までの15日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（辻井 成人） 日程第3 「諸般の報告」を行います。

監査委員さんから提出いただいております11月、12月、1月分の例月出納検査結果報告書、令和6年度定期監査結果報告書の写しと一部事務組合議会の報告書の写しをお手元に配付しておりますので、後ほどご覧ください。

◎行政報告

○議長（辻井 成人） 日程第4 「行政報告」を行います。

町長。

（町長 下村 由美子 登壇）

○町長（下村 由美子） おはようございます。

本日、ここに令和7年第1回明和町議会定例会を招集させていただきました

ところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中、本定例会にご出席賜り、誠にありがとうございます。また、本定例会の会期を本日から15日間とお決めいただき、諸案件のご審議を賜りますことに対し、厚くお礼申し上げます。

さて、来たる3月11日で東日本大震災から14年が経過します。

震災の教訓を風化させることなく、常に防災・減災への備えを怠らない姿勢が求められています。政府の有識者検討会は、3月末には、南海トラフ地震の新たな被害想定を公表する方針とされています。今後40年以内にマグニチュード8から9クラスの地震が発生する確率が一層高まっているとされています。

大切な生命と財産を守り、被害を最小限に抑えるためには、自助、共助、公助の3本柱がそれぞれの役割を十分に発揮し、災害対応力を高めるとともに、密接に連携していくことが必要と考えております。

こうした認識の下、町といたしましては、令和6年度から防災安全課を設置し、防災対策の強化に取り組んできたところであり、引き続き、防災・減災への取組を推進し、町民の皆様にとって安全で安心な暮らしやすい町の実現に向けて努めてまいります。

次に、令和7年度の政府の予算案は、賃上げと投資が牽引する成長型経済へ移行するための予算として、こども・子育て支援やGX投資推進などの重要政策課題への対応、臨時財政対策債の発行額ゼロなどの経済再生と財政健全化の両立、教職員、保育士、公務員の給与改善や、公共工事の設計労務単価引上げなどの経済・物価動向を反映した予算編成、社会保障関係費の物価上昇率の反映などの歳出の目安における経済・物価動向への配慮をポイントとしています。

また、歳出分野では、社会保障や教育、地方創生、防災など13の分野で特徴のある予算を組まれています。

当町におきましては、厳しい財政状況が続く中ではありますが、一般会計の予算総額は116億4,700万円、特別会計及び公営企業会計を含めた総額は207億6,333万8,000円の当初予算を編成いたしました。

なお、新年度予算の詳細な内容につきましては、本定例会で詳しくご説明さ

させていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

本定例会は、令和6年度を締めくくるとともに、新年度予算のご審議を賜る議会でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、昨年12月の定例会以降、本定例会までの主な動きについて簡略にご報告させていただきます。

更生保護制度ができて75年になる節目を記念した大会で、明和町の保護司の方など7名が表彰され、12月13日、受賞者の皆様と懇談の機会を持ちました。現在、明和町内では、保護司や更生保護女性会員64名が活動しており、犯罪や非行のない地域社会づくりに貢献していただいています。今後も、この活動をより多くの人に知っていただき、明るい社会が広がることを願っています。

12月15日、山口達也さんを招いた「福祉と人権のまちづくり講演会」を開催し、約350名の方に参加いただきました。山口さんは、自己肯定感の低さからアルコール依存症になってしまい、多くの失敗を重ねた経験を赤裸々に語りながら、ありのままの自分を受け入れ、前向きに生きようとする現在の様子を語っていただきました。この講演を通して、これからは、困った人を周囲が気づいてあげたり、自ら助けを求めることができる社会づくりがますます大切になると感じました。

また、同じく15日には、斎宮文化芸術祭「斎宮百鬼夜行」を開催しました。斎宮文化芸術祭とは、今年度秋から冬にかけて開催した芸能プログラムで、明和町の文化資源を活用し、海外からの観光客増加を目指すことを目的に実施したものです。斎宮百鬼夜行のイベントには、外国人観光客や町内外の人が訪れ、参加者は妖怪に扮し、夜の行列を楽しんでいました。

12月16日には、地域学習「明和ふるさと体験学習」に取り組んでいる明和中学校2年生が学習の成果を発表しました。明和町教育大綱では、小中一貫教育や郷土文化学習などを重点政策としており、令和8年度から開始する小中一貫教育では、明和を愛し、誇りに思い、明和のよさを語れる子どもたちを育成していく予定です。それに先立ち、今年度から、明和中学校では地域の特色やよ

さを発見する「明和ふるさと体験学習」を行っており、この日は、今年度探究した成果が発表されました。子どもたちに明和町への関心を深めてもらい、地域がますます発展することを期待しています。

12月21日には、元プロサッカー選手の小倉隆史さんらを招いたサッカー教室を開催しました。教室には町内の小中学生30名が集まり、サッカーの技術や取り組む姿勢に関する指導を受けました。元プロ選手から学べる貴重な機会になったと思います。子どもたちにとってよい刺激になっていれましょう。

同じく21日には、大淀地区地域防災懇談会で防災タウンウォッチングを実施しました。地域の皆様と一緒に町を歩いて、地理的な特徴を再確認したり、地震や津波をイメージしながら見て回りました。調査結果は大きな地図にまとめ、地域で情報共有しました。また、1月12日には、明星新町でも防災タウンウォッチングを実施しました。町では、今後、他の地区でも同様の取組を推進し、町民の皆様の防災意識の向上を図ってまいります。

1月1日、明和町観光協会が主催する「初日の出を迎える会」が大淀海岸で行われました。業平夢太鼓の皆様による太鼓演奏やキッチンカーの出店があり、イベントを盛り上げていただきました。今年は少し雲に隠れる初日の出となりましたが、訪れた人たちは家族や友人たちと新年の幕開けを祝っていました。

1月12日、明和町二十歳の集いを行いました。今年度、明和町で二十歳を迎えたのは209名で、式典には171名が出席されました。二十歳の集い代表の言葉では、下村明日香さんが、家族や恩師などへの感謝の気持ちを述べたほか、明和町出身者として活躍できるよう精進することを誓いました。二十歳を迎えられた皆様には、この節目を機にご自身の夢や目標に向かって頑張ってくださいと思います。

1月15日には、東京で、環境省が公募する第5回脱炭素先行地域の選定授与式が行われました。度会町が主たる提案者としてゼロカーボンシティ宣言を行った6町の首長らが出席し、浅尾環境大臣並びに五十嵐環境大臣政務官からそれぞれに選定証が授与されました。今回の選定を契機に、地域脱炭素社会の実

現に向けた6町間の連携が進むものと期待しています。

1月15日と16日には、地域の労働力が著しく不足すると予測される2040年問題に向けて、デジタルを活用し、住民サービスの向上を図ることを目的とした職員研修を行いました。昨年度は課長級と係長が参加し、今年度は係員が受講し、全職員が目線を合わせました。明和町では、今後も業務改革を推進し、住民の皆様が住みやすいと実感できるまちづくりを目指していきます。

1月18日には、明和町日本遺産活用推進協議会が「めいわ文化遺産連続講座」を開催しました。この催しは、町の身近な歴史や文化遺産を多くの人に知ってもらおうというもので、今回は下御糸地区に焦点を当てて実施されました。講演会では、斎宮歴史博物館の学芸員や明和町斎宮跡・文化観光課の職員が、下御糸に残る興味深い歴史や文化遺産について語りました。このような機会を通して、地域に残された貴重な文化遺産をしっかりと守っていきたいと感じました。

1月19日には、明和町消防団出初式が行われ、団員や行政関係者が出席しました。式では、長年活動に尽力した団員が表彰されました。団員の皆様におかれましては、今後も消防精神にのっとり、高い士気を持って活動に励んでいただきたいと思えます。

同じく19日には、いつきのみや凧揚げ大会が行われました。このイベントは、昔ながらのたこ揚げを子どもたちに経験してもらい、様々な世代の交流の場になればと、町内の飲食店が主催し、斎宮歴史博物館と共同して初めて行われました。この日は風が弱く、たこが揚がりにくかったものの、子どもたちは一生懸命走り、たこを高く揚げようと頑張っていました。かつて北野で行われていた凧揚げまつりのように、子どもたちが元気に駆け回る姿に、かつての凧揚げまつりを思い出し、懐かしい気持ちになりました。

1月22日には、マックスバリュ東海株式会社と「高齢者等の見守りと支援に関する協定」を締結しました。明和町が結ぶ高齢者等の見守り協定は今回で8例目です。町では、今後も各機関と連携し、高齢者などが安心して暮らせるまちづくりを目指していきます。

2月9日、明和町と明和町社会福祉協議会が、「子どもの居場所づくり講演会」を行いました。講演会では、学校に来て教室に入れない子や孤立してしまう子がいるので、そのような子どもたちの居場所をつくるのが学校に来るきっかけになることなどが語られました。その後の懇談会では、和やかな雰囲気、子どもたちを取り巻く環境などについて話し合いが行われました。町では子どもが安心して過ごせる居場所づくりを推進し、子どもが社会で自立できる力を育てていきたいと考えています。

2月11日には、明和町無形民俗文化財の「前野のお頭神事」が行われました。今年、地域学習に取り組んでいる上御糸小学校5年生が見学を訪れ、伝統文化への理解を深める機会になり、にぎやかに行われました。また、会場の一角には、明和中学校2年生が地域学習で作ったお頭神事のポスターが掲示されました。多くの人に地域の伝統行事を知ってもらい、受け継がれていくことを願っています。

2月16日には、第18回美し国三重市町対抗駅伝が開催されました。明和町チームの選手たちは、懸命な走りを見せていただき、町の部12位、総合24位でゴールしました。改めて、健闘していただいた選手の皆様や関係者の皆様、そして、沿道で応援していただいた多くの町民の皆様にお礼申し上げます。

同じく16日には、京都で日本遺産アワードの表彰式が行われ、明和町齋宮の「祈る皇女齋王のみやこ 齋宮」が、これから訪れてみたい魅力的な日本遺産の部門で第3位を受賞しました。今回の受賞を契機に、さらに多くの方に齋宮の魅力を知っていただき、訪れていただけることを期待しています。

諸報告につきましては以上でございますが、本定例会には、人事案件の諮問が2件、同意が15件、条例の制定が1件、条例の一部改正が14件、廃止が1件、認定が1件、指定管理者の指定が1件、令和6年度一般会計補正予算ほか4つの特別会計の補正予算、令和7年度一般会計予算ほか5つの特別会計予算並びに水道事業会計予算と下水道事業会計予算の議案を提案させていただくこととされています。

町では、「つながり」「育み」「安心」「創造」の施策を柱とした明和町第6次総合計画も前期計画の終盤となり、令和8年度から5年間の後期計画も令和7年度に策定に入ります。町民の皆様からいつまでも「住み続けたい」と思っただけの郷土愛が育める町、町外・県外の皆様からは「住みたい」「訪れたい」と思っただけの町、興味を持っただけの魅力ある町の実現に向けて、引き続き町を挙げて取り組んでいくことを申し上げ、行政報告といたします。

○議長（辻井 成人） 以上で、日程第4 行政報告を終わります。

◎諮問第1号・第2号の上程～同意

○議長（辻井 成人） お諮りします。

日程第5 諮問第1号及び日程第6 諮問第2号を一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

したがって、

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

を一括上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 下村 由美子 登壇）

○町長（下村 由美子） ただいま一括上程されました諮問第1号及び諮問第2

号 人権擁護委員候補者の推薦につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、諮問第1号につきまして、現在、人権擁護委員としてご活躍されています石田仁美氏の任期が令和7年6月30日で満了となります。

石田氏は、令和4年7月1日より1期目の人権擁護委員を務められており、温厚で誠実な人柄で、人権問題に関する見識も高く、豊富な経験と知識を人権擁護委員活動に生かしていただける方でありますので、引き続き石田氏を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の答申をお願いするものでございます。

次に、諮問第2号につきまして、現在、人権擁護委員としてご活躍中の田端真美氏の任期が令和7年6月30日に満了となります。

この任期をもって退任されることから、後任に飯田幸美氏を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の答申をお願いするものでございます。

飯田氏は、昭和33年生まれの66歳で、永年にわたり消防団等の地域活動に従事されています。誠実で温和な人柄から人望があり、人権問題に関する見識も高く、豊富な経験と知識を人権擁護委員活動に生かしていただける方であり、人権擁護委員として適任と考えますので、ご推薦を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

この件は、先日の全員協議会でご協議いただいたところですので、お手元にお配りしました内容で答申したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号及び諮問第2号は、お手元にお配りしました答申書のとおり答申することに決定しました。

◎同意第1号から同意第15号の一括上程～採決

○議長（辻井 成人） お諮りします。

日程第7 同意第1号から日程第21 同意第15号を一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

したがって、日程第7 同意第1号から日程第21 同意第15号 明和町農業委員会の委員の任命同意についてを一括上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 下村 由美子 登壇）

○町長（下村 由美子） ただいま一括上程されました同意第1号から同意第15号 明和町農業委員会の委員の任命同意につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、現在の農業委員会の委員の任期が令和7年3月31日をもって満了を迎え、新たに農業委員会の委員を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

まず、同意第1号につきまして、大字大淀甲15番地1に在住の濱口信弘氏を農業委員会の委員として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

濱口氏は、昭和28年8月6日生まれの71歳で、現農業委員であるとともに、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、引き続き農業委員とし

て適任であると考えますので、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

次に、同意第2号につきまして、大字大淀甲56番地に在住の濱口良意氏を農業委員会の委員として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

濱口氏は、昭和35年6月30日生まれの64歳で、認定農業者であり、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、農業委員として適任であると考えますので、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

次に、同意第3号につきまして、大字大淀411番地に在住の世古口和也氏を農業委員会の委員として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

世古口氏は、昭和40年5月19日生まれの59歳で、認定農業者であり、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次に、同意第4号につきまして、大字佐田1347番地に在住の田端敏人氏を農業委員会の委員として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

田端氏は、昭和33年7月29日生まれの66歳で、現農業委員の認定農業者であり、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次に、同意第5号につきまして、大字前野350番地に在住の山路健氏を農業委員会の委員として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

山路氏は、昭和61年3月17日生まれの39歳で、認定農業者であり、農業に関する見識も高く、今後、地域を牽引していく若手農業者でもあり、農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次に、同意第6号につきまして、大字佐田2519番地に在住の東村良一氏を農業委員会の委員として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでござい

ます。

東村氏は、昭和27年8月28日生まれの72歳で、認定農業者であり、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次に、同意第7号につきまして、大字中村697番地に在住の北村裕美氏を農業委員会の委員として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

北村氏は、昭和25年12月12日生まれの74歳で、現農業委員であり、長年にわたり農業に従事されており、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有された方であり、農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次に、同意第8号につきまして、大字中村713番地1に在住の山本光也氏を農業委員会の委員として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

山本氏は、昭和26年11月9日生まれの73歳で、現農地利用最適化推進委員の認定農業者であり、長年にわたり農業に従事されており、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次に、同意第9号につきまして、大字池村972番地に在住の河井美明氏を農業委員会の委員として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

河井氏は、昭和23年3月1日生まれの77歳で、現農業委員であり、長年にわたり農業に従事されており、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次に、同意第10号につきまして、大字金剛坂690番地に在住の小林秀行氏を農業委員会の委員として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでござ

います。

小林氏は、昭和56年4月6日生まれの43歳で、現農業委員の認定農業者であり、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次に、同意第11号につきまして、大字明星2015番地1に在住の田端学氏を農業委員会の委員として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

田端氏は、昭和30年12月20日生まれの69歳で、現農業委員であり、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次に、同意第12号につきまして、大字明星313番地に在住の伊藤操氏を農業委員会の委員として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

伊藤氏は、昭和34年12月27日生まれの65歳で、長年にわたり農業に従事され、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有されています。また、その農業経営が農業経営基盤強化促進法に規定される基本構想における効率的かつ安定的な農業経営指標の水準に達している方であり、農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次に、同意第13号につきまして、大字蓑村40番地に在住の西岡哲也氏を農業委員会の委員として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

西岡氏は、昭和31年1月30日生まれの69歳で、現農地利用最適化推進委員であり、長年にわたり農業に従事され、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次に、同意第14号につきまして、大字池村539番地1に在住の渡邊裕氏を農業委員会の委員として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでござい

ます。

渡邊氏は、昭和29年11月29日生まれの70歳で、多気郡農業協同組合理事をされており、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、多気郡農業協同組合より農業委員として適任であると推薦をいただきましたので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次に、同意第15号につきまして、大字八木戸286番地に在住の中川英利氏を農業委員会の委員として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

中川氏は、昭和28年2月19日生まれの72歳で、明和町土地改良区理事をされており、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、明和土地改良区より農業委員として適任であると推薦をいただきましたので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりました。

これから、一括上程した同意第1号から同意第15号の採決を行います。

まず、同意第1号 明和町農業委員会の委員の任命同意についてを採決します。

同意第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、同意第1号は、同意することに決定しました。

続いて、同意第2号 明和町農業委員会の委員の任命同意についてを採決します。

同意第2号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタン

を、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、同意第2号は、同意することに決定しました。

続いて、同意第3号 明和町農業委員会の委員の任命同意についてを採決します。

同意第3号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、同意第3号は、同意することに決定しました。

続いて、同意第4号 明和町農業委員会の委員の任命同意についてを採決します。

同意第4号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、同意第4号は、同意することに決定しました。

続いて、同意第5号 明和町農業委員会の委員の任命同意についてを採決します。

同意第5号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、同意第5号は、同意することに決定しました。

続いて、同意第6号 明和町農業委員会の委員の任命同意についてを採決します。

同意第6号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、同意第6号は、同意することに決定しました。

続いて、同意第7号 明和町農業委員会の委員の任命同意についてを採決します。

同意第7号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、同意第7号は、同意することに決定しました。

続いて、同意第8号 明和町農業委員会の委員の任命同意についてを採決します。

同意第8号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、同意第8号は、同意することに決定しました。

続いて、同意第9号 明和町農業委員会の委員の任命同意についてを採決します。

同意第9号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、同意第9号は、同意することに決定しました。

続いて、同意第10号 明和町農業委員会の委員の任命同意についてを採決します。

同意第10号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、同意第10号は、同意することに決定しました。

続いて、同意第11号 明和町農業委員会の委員の任命同意についてを採決します。

同意第11号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、同意第11号は、同意することに決定しました。

続いて、同意第12号 明和町農業委員会の委員の任命同意についてを採決します。

同意第12号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、同意第12号は、同意することに決定しました。

続いて、同意第13号 明和町農業委員会の委員の任命同意についてを採決し

ます。

同意第13号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、同意第13号は、同意することに決定しました。

続いて、同意第14号 明和町農業委員会の委員の任命同意についてを採決します。

同意第14号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、同意第14号は、同意することに決定しました。

続いて、同意第15号 明和町農業委員会の委員の任命同意についてを採決します。

同意第15号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、同意第15号は、同意することに決定しました。

◎議員提出議案第1号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第22 議員提出議案第1号 明和町議会の個人情報
の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者の説明を求めます。

北岡議員。

（3番 北岡 泰議員 登壇）

○3番（北岡 泰） ただいま上程されました議員提出議案第1号 明和町議会の
個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提出
理由の説明を申し上げます。

マイナンバーの利用拡大、マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見
直し等、国民の利便性向上の観点から、今般、行政手続における特定の個人を
識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部を
改正する法律が施行されました。

法律の施行に伴い、字句の訂正及び条ずれの修正等を行う必要があることか
ら、同条例の一部改正を行うものであります。

詳細につきましては、先般の全員協議会でご説明のとおりでございますので、
よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提出理由の説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議員提出議案

第1号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議員提出議案第1号 明和町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決しました。

◎議案第4号の上程～採決

○議長(辻井 成人) 日程第23 議案第4号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 下村 由美子 登壇)

○町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第4号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、本条例を制定するものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） それでは、議案第4号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明申し上げます。

参考までに、議会資料の4-2-1から4、サムネイルでいいますと41から44に資料がございます。

先ほどの一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法というものですが、その第2条第8項が新設されることとなりました。その結果、以降の項が繰り下がるため、同法を引用している関係条例を一括して整理するものでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで議案第4号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第4号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定を採決します。

議案第4号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決しました。

◎議案第5号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第24 議案第5号 明和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 高木 謙治 登壇）

○副町長（高木 謙治） ただいま上程されました議案第5号 明和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、育児介護休業法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（朝倉 正浩） それでは、議案第5号 明和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、その詳細説明を申し上げます。

議会資料の1-3-1からを参考にご覧ください。

明和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例ですが、育児介護休業法が一部改正されたことにより、第8条の3では、時間外勤務免除の請求可能となる対象職員の拡大といたしまして、時間外免除を申請できる職員が、3歳に満たない子を養育する職員から、小学校就学前の子を養育する職員と拡大されます。

また、第18条の2では、介護離職防止のための個別周知の意向確認と、第18条の3では、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備で対応していくこととしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第5号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第5号 明和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第5号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決しました。

◎議案第6号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第25 議案第6号 明和町職員の育児休業等に関する

る条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 高木 謙治 登壇)

○副町長(高木 謙治) ただいま上程されました議案第6号 明和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、育児介護休業法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長(辻井 成人) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(朝倉 正浩) それでは、議案第6号 明和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、詳細説明を申し上げます。

議会資料の1-3-3をご覧くださいと思います。

明和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、育児介護休業法の一部改正により、引用する第20条の条項にずれが生じたため対応するものですので、よろしく願いいたします。

○議長(辻井 成人) 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで議案第6号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第6号 明和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第6号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決しました。

◎議案第7号の上程～採決

○議長(辻井 成人) 日程第26 議案第7号 明和町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 高木 謙治 登壇)

○副町長(高木 謙治) ただいま上程されました議案第7号 明和町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、災害弔慰金等支給審査委員会の設置に当たり、委員報酬を規定するため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

福祉総合支援課長。

○福祉総合支援課長（稲浦 満） ただいま上程されました議案第7号 明和町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

定例会資料12-2-3、サムネイルは61をご覧ください。

こちらは新旧対照表となっております。

改正内容としましては、大規模災害時に災害関連死かどうかを調査・審議する災害弔慰金等支給審査委員会を設置することとし、その委員の報酬を条例別表に新たに規定するものです。

この条例の附則としまして、この改正は、公布の日から施行とします。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第7号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第7号 明和町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第7号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決しました。

◎議案第8号の上程～採決

○議長(辻井 成人) 日程第27 議案第8号 明和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 高木 謙治 登壇)

○副町長(高木 謙治) ただいま上程されました議案第8号 明和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が公布され、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

こども課長。

○こども課長（家城 和司） 議案第8号 明和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

定例会資料につきましては、資料11-3-1、サムネイルの59をよろしくお願ひします。こちらが概要になりまして、次の11-3-2が新旧対照表となっております。

まず、資料11-3-1をご覧ください。

1の改正理由といたしましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことから、所要の改正を行うものでございます。

2の概要でございますが、家庭的保育事業者等の食事の提供について、「栄養士による必要な配慮」について、「管理栄養士」を追加し、「栄養士又は管理栄養士による必要な配慮」とするものでございます。

これは、令和7年4月1日に栄養士法が改正されることに伴うものです。これまで、管理栄養士の資格を取るには栄養士の免許が必要で、管理栄養士は必ず栄養士の免許を持っていました。しかしながら、この4月からの法改正によりまして、管理栄養士養成施設を卒業した人については、栄養士の免許がなくても管理栄養士の国家試験を受験することができ、管理栄養士となることが可能となりました。

3の施行期日は、令和7年4月1日からでございます。

なお、資料11-3-2は新旧対照表となりますので、後ほどご確認をお願いします。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第8号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第8号 明和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第8号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決しました。

◎議案第9号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第28 議案第9号 災害弔慰金の支給等に関する条

例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 高木 謙治 登壇)

○副町長(高木 謙治) ただいま上程されました議案第9号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、災害弔慰金の支給等に関する法律第18条に規定する合議制の機関として、明和町災害弔慰金等支給審査委員会を設置するため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長(辻井 成人) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

福祉総合支援課長。

○福祉総合支援課長(稲浦 満) ただいま上程されました議案第9号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、詳細説明を申し上げます。

定例会資料12-2-1、サムネイルは61でございます。よろしく申し上げます。今回規定する災害弔慰金等支給審査委員会の概要を記載してございます。

なお、12-2-2が新旧対照表となっておりますので、よろしく申し上げます。

主な改正内容としまして、災害弔慰金の支給等に関する法律第18条に規定がある合議制の機関として、明和町災害弔慰金等支給審査委員会を設置することとします。その委員には、医師や弁護士など、識見を有する者6名以内とし、町長が2年の任期で委嘱することとします。審査する内容は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関し、災害関連死かどうか調査・審議してまいります。

この条例の附則としまして、この改正は、公布の日から施行とします。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第9号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第9号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第9号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決しました。

◎議案第10号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第29 議案第10号 明和町消防団員等公務災害補償
条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 高木 謙治 登壇）

○副町長（高木 謙治） ただいま上程されました議案第10号 明和町消防団員
等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明
を申し上げます。

本件は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に
伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、
お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めま
す。

防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） それでは、議案第10号 明和町消防団員等公務
災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

議会資料2-1-1から2-1-2をご覧ください。サムネイルは29、30と
なります。

本条例は、消防団員が公務等により負傷した場合などの補償に関する条例で、
非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が一部改正されることに
より、主に補償基礎額や扶養親族がある場合の加算額を改定するための改正を
行うものでございます。

なお、施行日は令和7年4月1日からとし、同日以後に生じた事由について
適用するものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで議案第10号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第10号 明和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第10号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決しました。

◎議案第11号の上程～採決

○議長(辻井 成人) 日程第30 議案第11号 明和町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 高木 謙治 登壇)

○副町長(高木 謙治) ただいま上程されました議案第11号 明和町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長(辻井 成人) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

防災安全課長。

○防災安全課長(荒木 隆伯) それでは、議案第11号 明和町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

議会資料の2-1-3をご覧ください。

本条例は、消防団員が退職した場合に支給する退職報償金の支給について定めたもので、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が一部改正されたことから、勤続年数に35年以上の区分を追加するための改正を行うものでございます。

なお、施行期日は令和7年4月1日から施行しまして、同日以後に退職した団員に適用するものでございますので、よろしくお願いたします。

○議長(辻井 成人) 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで議案第11号の

質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第11号 明和町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第11号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決しました。

◎議案第12号の上程～採決

○議長(辻井 成人) 日程第31 議案第12号 明和町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 高木 謙治 登壇)

○副町長（高木 謙治） ただいま上程されました議案第12号 明和町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、水道法施行令及び水道法施行規則による布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件等の一部改正に伴い、所要の改正行うものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（肥留間 誠） それでは、議案第12号 明和町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について、詳細説明を申し上げます。

議会資料の10-1-1から10-1-4、サムネイルは55から58をご覧ください。

水道法施行令及び水道法施行規則による布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件等の改正に伴い、関係する条例の改正を行うものでございます。

背景としては、水道法に定める布設工事監督者、水道技術管理者の確保について、職員数の減少等から困難となっていることを受け、資格要件である技術上の実務経験年数をおおむね半減とする見直しが行われたことによります。

なお、本条例の施行日は令和7年4月1日です。

詳細説明は以上です。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第12号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第12号 明和町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第12号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決しました。

◎議案第13号の上程～採決

○議長(辻井 成人) 日程第32 議案第13号 いつきのみや歴史体験館及びいつき茶屋の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 下村 由美子 登壇)

○町長(下村 由美子) ただいま上程されました議案第13号 いつきのみや歴

史体験館及びいつき茶屋の指定管理者の指定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、いつきのみや歴史体験館及びいつき茶屋の管理運営につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定により、令和7年4月1日から一般社団法人明和観光商社を指定管理者に選定し、運営管理を委託するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

齋宮跡・文化観光課長。

○齋宮跡・文化観光課長（森下 純） 議案第13号 いつきのみや歴史体験館及びいつき茶屋の指定管理者の指定につきまして、詳細説明を申し上げます。

議案書の44ページをご覧ください。

指定管理者の団体の名称は、一般社団法人明和観光商社で、指定期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間でございます。

では、議会資料の5-1-1と5-1-2をご覧ください。サムネイルは46、47でございます。5-1-1は、選定に係る経過、5-1-2は、評価項目ごとの審査結果表となっております。

選定の方法は、明和町公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例第4条の規定により公募を行いました。説明会への参加は3者ございましたが、期間内に申込みがありましたのは2団体でした。

そして、令和7年1月9日の書類審査を経て、2団体を対象に1月30日に選定委員会を開催いたしました。選定委員会において、200点満点の6割以上、かつ審査項目について各委員のつけた点数の平均の合計が最も高い事業者を指定管理候補者として選定することとし、プレゼンテーション及びヒアリングを

実施した結果、A社の平均の合計は125点、B社の平均の合計は142点であったため、B社である一般社団法人明和観光商社を指定管理者候補者として選定をし、本議会にて提出させていただいたものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑をされる方はございませんか。

中井議員。

○4番（中井 啓悟） 4番、中井です。よろしくお願いいたします。

全協に私ちょっと遅れたので、聞かせてもらえなかったんですけども、今、委員会資料のほうも見させてもらったら、同じ資料かなということで、ちょっと確認したいんですけども、この選定の中で、社団法人明和観光商社さんが取ったというところで、A社さんとの比較が載っておるんですけども、今現在は財団さんが見ておられる中でよく聞くのが、建物、芝生及びその他の施設管理なんかのところですごく困り事があるという、そういった話が出てきて、そういうところに課題があるのかなというふうな話はよく聞くんですけども、それと、その下の安全管理というところについては、A社さんのほうが点数的には上なのかなというふうに載っています。ここは今現在の課題とあって、A社さんのほうがいい中で、この観光商社さんにという中では、この2つぐらい下の「管理運営経費」、ここでこちらのほうが上だと。言うたら、こちらでお金が出てくるから、こっちへ回せるのかなというふうな判断をさせてもらいたんですけども、おおむね、そのようなことでよろしいでしょうか。

○議長（辻井 成人） 斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（森下 純） 中井議員のほうから質問していただいた件についてなんですけれども、5-1-2の審査結果の項目で言いますと、おっしゃるとおり「安全管理」、または「建物、芝生及びその他施設管理」、この辺はほとんど差がないというところでございます。ただ、配点の今回大きかった「施設の効用の最大限発揮」、または、先ほどおっしゃられた「安定的

な経営姿勢・運営実施体制」、そして「管理運営経費」、こちらのところで差がついた結果ということになっております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問ございませんか。

中井議員。

○4番（中井 啓悟） これから優先交渉権者として、順調にいけば商社さんが管理されていくのかなというふうに思う中で、今、財団さんから出ている建物、芝生とかの施設管理の部分というのは、一定軽減されることをしっかり期待して、それもしっかり町としても求めていって、管理がしっかり保全されるようなところで強く推進していってほしいと思いますので、ちょっと要望として。答弁でもらっても結構です。

○議長（辻井 成人） 答弁しますか。

齋宮跡・文化観光課長。

○齋宮跡・文化観光課長（森下 純） ありがとうございます。

こちらの建物、芝生その他の施設管理というところは、史跡の公有地の管理というわけではなく、今回、指定管理の範囲に入っています庭園管理の部分ということでございます。当然、公有地管理というところは指定管理には入っていませんので、よろしくお願いします。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問ございませんか。

中井議員。

○4番（中井 啓悟） ごめんなさい、俺もちゃんと言ったらよかったんですけども。今、財団さんは広く見ておる中で、その中で言うたら、 の管理もここの管理も含めて言っておる。広く見れば、こっちが楽になれば、こっちに手をつけられるしという意味合いで言わせてもらったので、今現在ここがどうかという話ではなくて、ここだけまた切り離してやるのであれば、ここはここでしっかりやってくださいという意味合いです。すみません。

○議長（辻井 成人） 答弁はよろしいか。

他に質疑される方はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第13号 いつきのみや歴史体験館及びいつき茶屋の指定管理者の指定についてを採決します。

議案第13号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決しました。

◎議案第14号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第33 議案第14号 明和町道路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 高木 謙治 登壇)

○副町長(高木 謙治) ただいま上程されました議案第14号 明和町道路線の認定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、開発行為により帰属された道路について道路認定を行うもので、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長(辻井 成人) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

建設課長。

○建設課長(西尾 直伸) ただいま上程されました議案第14号について、詳細説明をさせていただきます。

議案書は45ページをご覧ください。

提案理由は、昨年度において、開発行為に基づく開発道路の帰属に伴い、認定をするものでございます。

続きまして、議案資料9-1-1、サムネイル49から、9-1-6、サムネイル54をご覧ください。

議案資料9-1-1及び9-1-2が認定路線の一覧となっております。5路線の認定と1路線の変更となっております。路線名は表記のとおりでございます。

議案資料の9-1-3から、認定路線図でございます。資料に整理番号と路線名を表記しておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上、詳細説明を終わります。よろしくご審議いただきたいと思います。

○議長(辻井 成人) 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第14号 明和町道路線の認定についてを採決します。

議案第14号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決しました。

お諮りします。

議事整理のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。10分しますので33分。

(午前 10時 23分)

○議長(辻井 成人) 休憩を閉じまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第15号から議案第19号の一括上程

○議長（辻井 成人） お諮りします。

日程第34 議案第15号から日程第38 議案第19号を一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

したがって、

日程第34 議案第15号 令和6年度明和町一般会計補正予算（第8号）

日程第35 議案第16号 令和6年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算
（第6号）

日程第36 議案第17号 令和6年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（
第3号）

日程第37 議案第18号 令和6年度明和町介護保険特別会計補正予算（第4
号）

日程第38 議案第19号 令和6年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第3号）

を一括上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 下村 由美子 登壇）

○町長（下村 由美子） ただいま一括上程されました議案第15号から議案第19

号につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第15号 令和6年度明和町一般会計補正予算（第8号）は、歳入歳出予算に2億5,640万円の追加並びに継続費の変更、繰越明許費の追加、地方債の追加及び変更をお願いするものでございます。

歳出の主なものは、教育費の第1期再編小学校等の建設工事費及び諸支出金のふるさと寄附基金積立金の追加でございます。また、各科目において、本年度の執行見込みによる追加及び減額を計上しております。

歳入の主なものは、地方交付税、寄附金及び町債の追加でございます。

継続費は、第1期再編小学校等整備事業の総額の追加、期間の延長及び年割額の変更でございます。

繰越明許費は、県営排水機場ストックマネジメント事業と管理不全土地制度予納金の2件の追加でございます。

地方債は、追加が1件と限度額の変更が4件でございます。

続きまして、議案第16号 令和6年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第6号）は、歳入歳出予算に48万円の追加、繰越明許費の設定及び地方債の追加をお願いするものでございます。

歳出は、体験学習施設等管理費の追加でございます。

歳入は、繰入金の減額と町債の追加でございます。

繰越明許費は、歴史的風致維持向上計画推進事業の1件でございます。

地方債の追加は、土地公有化事業債の1件でございます。

続きまして、議案第17号 令和6年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算を7,478万6,000円減額するものでございます。

歳出は、本年度の執行見込みによる各科目の減額、財政調整基金積立金の追加及び過年度の精算に伴う交付金の返還金等の追加でございます。

歳入は、県支出金と繰入金の減額及び繰越金と国庫支出金の追加でございます。

続きまして、議案第18号 令和6年度明和町介護保険特別会計補正予算（第

4号)は、歳入歳出予算を734万7,000円減額するものでございます。

歳出は、本年度の執行見込みによる各科目の追加及び減額、システム改修費と一般会計繰出金の追加でございます。

歳入は、各科目の収入見込みによる増減などでございます。

続きまして、議案第19号 令和6年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、歳入歳出予算に1,722万円の追加をお願いするものでございます。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金と一般会計繰出金の追加でございます。

歳入は、一般会計繰入金、繰越金及び諸収入の追加でございます。

詳細につきましてはそれぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎議案第15号の詳細説明

○議長(辻井 成人) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

まず、議案第15号につきまして、予算に関する説明書の15ページ、歳出、第2款・総務費からお願いいたします。

総務課長。

○総務課長(朝倉 正浩) 2款・総務費、1項・総務管理費、1目・人事管理費で40万円の減額補正をお願いしております。3節・職員手当等で会計年度任用職員の勤務実績による期末・勤勉手当の減額をお願いしております。

3目・文書管理費で20万円の追加補正をお願いしております。12節・委託料で例規集の更新業務委託料の追加をお願いしております。

○議長（辻井 成人） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 5目・総合行政システム費は590万円の減額でございます。右ページ、12節・委託料は、委託内容の変更などにより150万円の減額でございます。17節・備品購入費は、庁舎内パソコンの購入実績により300万円の減額でございます。18節・負担金は、地域活性化起業人の派遣期間の短縮により140万円の減額でございます。

○議長（辻井 成人） 防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） 7目・災害対策費、18節・負担金、補助及び交付金におきまして106万4,000円の減額をお願いしております。こちらは、自主防災組織強化育成事業補助に関するものでございまして、今後の執行見込みを勘案した減額でございます。

○議長（辻井 成人） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 10目・企画費は2,881万9,000円の減額でございます。

右ページ、まず、企画費の3節・職員手当等は、会計年度任用職員の期末・勤勉手当の支給実績により30万円の減額でございます。7節・報償費は、謝金の執行見込みにより30万円の減額でございます。11節・役務費は、総合計画のアンケートに係る郵送料で、実績により30万円の減額でございます。18節・負担金、補助及び交付金は、地域活性化起業人に係るもので、派遣期間の短縮及び経費の執行見込みにより420万円の減額でございます。

続いて、ふるさと寄附事業の7節・報償費は、返礼品代の年度内の執行見込みにより3,000万円の減額でございます。10節・需用費は、印刷製本費で実績により45万円の減額でございます。11節・役務費のうち郵送料は、年度内の執行見込みにより5,500万円の減額でございます。11節・ふるさと寄附金手数料の4,500万円と、12節・委託料のふるさと寄附推進業務委託料の1,673万1,000円は、当初の予算、12月の補正予算で計上してございました想定額の寄附金額10億円を上回る見込みとなったことから、追加で3億円分の寄附に係る経費を計上

したものでございます。

続いて、11目・財政管理費は80万円の減額でございます。右ページ、12節・委託料で入札差金により公会計財務書類作成委託料を80万円減額しております。

○議長（辻井 成人） 防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） 17ページ、18ページをご覧ください。

12目・自治振興費、18節・負担金、補助及び交付金におきまして162万円の減額をお願いしております。こちらは、自治会交付金及び自治会等活動奨励金の今後の執行見込みを勘案した減額でございます。

13目・地域振興費、10節・需用費の21万1,000円の減額は、町民バスのダイヤ改正を令和6年度から令和8年度に見送ったため、時刻表の印刷製本費の減額でございます。12節・委託料の1,500万円の減額は、町民バスの今後の執行見込みを勘案した減額でございます。

○議長（辻井 成人） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 14目・地方創生推進事業費は445万円の減額でございます。右ページ、スーパーシティ・デジタル都市プロジェクトで各経費の執行見込みによる減額をしております。8節・旅費は20万円の減額、10節・需用費は、食糧費と印刷製本費で65万円の減額、11節・役務費は、通信費、輸送料、手数料、保険料で150万円の減額、12節・委託料は2業務で200万円の減額、13節・使用料及び賃借料は、サーバー等の使用料で10万円の減額でございます。

○議長（辻井 成人） 税務課長。

○税務課長（西尾 仁志） 17ページ、2項・徴税費、2目・収税対策費につきまして60万円の減額をお願いしております。これは、18ページ、11節・役務費のうち郵送料は、軽自動車税の納税証明書、督促状、催告書ほか、実績による30万円の減額です。同じく11節・役務費のうち手数料では、口座振替手数料の実績により30万円の減額となったものでございます。

○議長（辻井 成人） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） 3項・戸籍住民基本台帳費、1目・戸籍住民基本台帳費で416万円の減額をお願いしております。内訳といたしましては、11節・役務費で40万円の減額、そして、12節・委託料で376万円の減額を計上しております。

説明が前後いたしますが、説明欄のとおり、事業順でご説明をさせていただきます。

まず、戸籍コンピュータシステム費の電算委託料で、国のスケジュール変更により、戸籍への振り仮名対応に係る通知書作成・封入封緘業務が次年度での事業実施に変更となったことによる376万円の減額です。

次に、個人番号カード交付事業費です。19から、20ページに移っていただいて、右上説明欄をご覧ください。

役務費、郵送料に40万円の減額で、これは、マイナンバーカードの交付に関する郵送料の実績見込みによる減額となっております。

○議長（辻井 成人） 総務課長。

○総務課長（朝倉 正浩） 4項・選挙費、2目・衆議院議員選挙費で608万9,000円の減額補正をお願いしております。1節・報酬で197万5,000円の減、内訳として、会計年度任用職員報酬で112万2,000円、同じく時間外勤務報酬で85万3,000円の減でございます。3節・職員手当等で155万5,000円の減、職員の時間外勤務手当実績によるものでございます。10節・需用費で60万3,000円の減、消耗品費の実績による減でございます。11節・役務費で、15万9,000円の減として郵送料の実績でございます。12節・委託料で113万7,000円の減、内訳として、ポスター掲示場設置管理撤去委託料で91万3,000円、投票会場回線接続委託料で22万4,000円、いずれも実績による減でございます。17節・備品購入費で66万円の減として、選挙用備品購入実績によるものでございます。

○議長（辻井 成人） 福祉総合支援課長。

○福祉総合支援課長（稲浦 満） 3款・民生費、1項・社会福祉費、1目・社会福祉総務費の福祉医療費助成事業は112万円の増額でございます。

まず、1節・報酬、3節・職員手当等、8節・旅費でそれぞれ減額を行っています。これらは、年度途中に会計年度任用職員が退職したことにより減額を行うものでございます。19節・扶助費は240万円を計上しております。内訳は、障がい者医療費168万円及び一人親家庭等医療費72万円で、医療費助成額が増加しており、不足が見込まれることから補正をお願いするものです。

また、物価高騰対応住民税非課税世帯支援事業では、18節・負担金、補助及び交付金について70万円の減額となります。これらは、令和5年度に実施した給付金の予備として計上しておりましたが、結果、給付せずに済みましたことから、減額するものです。

また、物価高騰対応特別給付金事業（給付金・定額減税一体支援）で2,430万円の減額となります。こちらは、令和6年8月から実施しておりました給付金事業が完了したことから、12節・委託料で100万円、18節・負担金、補助及び交付金で2,330万円を減額するものです。

○議長（辻井 成人） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） 21ページ、22ページをお願いいたします。

2目・国民健康保険事務費に1,337万円の減額補正をお願いしております。内訳といたしましては、27節・繰出金で1,337万円の減額でございます。こちらは、国民健康保険特別会計への繰出金を減額するものです。詳細は国民健康保険特別会計のところでご説明させていただきます。

3目・後期高齢者医療事務費に126万9,000円の増額補正をお願いしております。内訳といたしまして、27節・繰出金に126万9,000円の増額を計上しております。こちらは、後期高齢者医療特別会計への繰出金の増額で、詳細は後期高齢者医療特別会計のところでご説明させていただきます。

○議長（辻井 成人） 福祉総合支援課長。

○福祉総合支援課長（稲浦 満） 続いて、6目・高齢者福祉費の27節・繰出金で、介護保険特別会計への繰出金492万7,000円の減額でございます。

また、高齢者相談支援費の12節・委託料で、介護予防サービス計画作成料に

ついて不足が見込まれることから20万円を計上しております。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（家城 和司） 続きまして、3款・民生費、2項・児童福祉費、1目・児童福祉総務費で財源振替をお願いしております。これは、今年度6月補正にて歳出予算をお願いしました児童手当の制度改正に伴う電算システムの改修費等につきまして、令和6年12月18日付で三重県から補助金の交付決定があったことから、一般財源から国庫支出金に財源振替をさせていただきました。なお、補助率は100パーセントでございます。

○議長（辻井 成人） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） 4款・衛生費、1項・保健衛生費、1目・保健衛生総務費で4万1,000円の増額をお願いしております。内訳といたしまして、18節・負担金、補助及び交付金で4万1,000円の増額を計上しております。これは、伊勢市休日応急診療所運営分担金の令和6年度分の確定による不足分についての増額でございます。

○議長（辻井 成人） 生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 2目・環境衛生費、右のページ、環境衛生費の18節・負担金、補助及び交付金に伊勢広域環境組合負担金753万5,000円を計上しております。当該負担金は、伊勢広域環境組合を構成する4市町が、業務遂行に必要となる費用の一部を共通費、運営費及び建設費に区分し、それぞれ加入事務数、ごみ処理量実績、人口に応じて負担しているものですが、各種経費の今年度実績見込みに応じ、伊勢広域環境組合において各市町の負担金額が再算定された結果、本町の負担額が増加したため増額するものでございます。

続いて、3目・公害対策費、右のページ、公害対策費の12節・委託料で環境現況調査等委託料52万円を減額しております。毎年継続して実施しておりますダイオキシン類調査業務において、町内3河川での調査結果が基準値を超えた場合に追跡調査を行うことができるよう予算化しておりましたが、今年度は全ての河川で基準値を超えることがなく、追跡調査は行わないこととしたため、

減額するものでございます。

○議長（辻井 成人） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） 5目・成人保健対策推進費で1,837万円の減額を計上しております。

内訳といたしましては、まず、1節・報酬で70万円の減額と、3節・職員手当等で20万円の減額です。これは、産休代替職員の募集を行いました、適任者が見つからず、採用が予定より遅れたため、その間の報酬と期末手当等の減額分でございます。

次に、7節・報償費で40万円の減額を計上しております。これは、健康教育講師謝金に関するもので、各種健康教室や講座の実施において、参加者のニーズや講座の運営状況を踏まえ、事業内容を調整したことにより生じた減額でございます。

23ページ、24ページをお願いいたします。右上の説明欄をご覧ください。

8節・旅費で10万円の減額を計上しております。これは、産休代替職員の報酬及び職員手当等と同様の理由により、費用弁償分を減額するものでございます。12節・委託料で3,444万円の減額を計上しております。これは、新型コロナワクチンの定期接種において、予測より接種者が大幅に減少する見込みとなったため、実績見込みを約4分の1に修正し、減額するものでございます。22節・償還金、利子及び割引料で1,747万円の増額を計上しております。これは、過年度の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業や接種対策費等の国庫補助金の精算に伴う国への返還金でございます。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（家城 和司） 6目・母子衛生費で1,081万6,000円の増額をお願いしております。

まず、母子衛生費の12節・委託料で、子宮頸がんワクチンの接種が今年度夏以降に需要が大幅に増えていることから、1,050万円の増額をお願いしております。

次に、母子保健事業で22節・償還金、利子及び割引料で31万6,000円を計上しております。これは、令和5年度の妊婦出産包括支援事業の精算に伴う返還分となります。

○議長（辻井 成人） 上下水道課長。

○上下水道課長（肥留間 誠） 7目・下水処理費、18節・負担金、補助及び交付金は875万4,000円の減額でございます。松阪地区広域衛生組合負担金について、し尿及び浄化槽汚泥の搬入量実績による精算補正となります。

○議長（辻井 成人） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂口 昇） 続きまして、6款・農林水産業費、1項・農業費、5目・農地費、12節・委託料で390万円の減額補正をお願いしております。こちら、山大淀地内で実施しております農業用水路等長寿命化・防災減災事業、測量設計業務委託の入札差金による減額補正でございます。

○議長（辻井 成人） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 7款・商工費、1項・商工費、2目・商工業振興費は130万円の減額でございます。右ページの18節・負担金、補助及び交付金で事業所設置奨励金の交付実績により130万円の減額でございます。

○議長（辻井 成人） 斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（森下 純） 4目・観光費、7節・報償費で130万円の減額を計上しております。内容といたしましては、当課所管の地域おこし協力隊の活動報償金の実績見込みによるものでございます。

○議長（辻井 成人） 建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 8款・土木費、1項・土木管理費、1目・土木総務費で146万円の減額でございます。1節・報酬費で80万円の減でございます。内容は、会計年度任用職員4人の勤務実績による減でございます。3節・職員手当等で52万円の減でございます。同じく期末・勤勉手当の実績に伴う減でございます。

次のページへいっていただきまして、25、26ページ、12節・委託料で14万円

の減でございます。訴訟対応のための弁護士委託料の実績による減でございます。

続きまして、2目・地籍調査費、340万円の減でございます。12節・委託料で340万円の減でございます。内容は、委員会及び全協で説明いたしましたけれども、有爾中8地区の予定していた土地の調査をしたところ、地籍調査の成果を達成できることが困難であるため、事業量を減らしたことによる減でございます。

2項・道路橋梁費、1目・道路橋梁総務費で85万4,000円の減でございます。21節・補償、補填及び賠償金のところで、移転補償費で85万4,000円の減でございます。内容は、工事に伴う電柱移設等を行うための頭出しでございました。対象物件がありませんでしたので、減額をお願いいたします。

3目・道路新設改良費で400万円の減でございます。14節・工事請負費、町道改良工事で400万円の減でございます。内容は、明星駅前の拡幅工事を道路防災事業に移行したため減額をお願いするものでございます。

3項・河川費、1目・河川総務費で170万円の減でございます。18節・負担金、補助及び交付金で急傾斜地崩壊対策事業負担金170万円の減でございます。内容は、急傾斜地の県単池村地区急傾斜地崩壊対策事業の事業精算による負担金の減でございます。事業による町の負担率は20パーセントでございます。

○議長（辻井 成人） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 4項・都市計画費、1項・都市計画総務費は200万円の減額でございます。右ページ、12節・委託料で立地適正化計画策定業務委託料の契約差金により200万円の減額でございます。

○議長（辻井 成人） 生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 5項・住宅費、1目・住宅管理費、右のページ、空家対策推進事業の22節・償還金、利子及び割引料に過年度県支出金返還金25万円を計上しております。空家対策支援事業補助について県の額の確定調査による精算の結果、返還が必要となったため追加するものでございます。

○議長（辻井 成人） 防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） 27ページ、28ページをご覧ください。

9款・消防費、1項・消防費、1目・常備消防費、18節・負担金、補助及び交付金で3,570万7,000円の増額をお願いしております。こちらは、松阪地区広域消防組合の負担金で、主な内訳は、定年延長をしなかった職員の退職金及び普通退職をした職員の退職金につきまして、補正予算で対応したものでございます。

続きまして、2目・非常備消防費、10節・需用費につきまして、853万4,000円の減額をお願いしております。内訳といたしましては、消防団の消耗品費につきまして、今後の執行見込みを勘案して50万円の減額をお願いしております。また、被服費につきまして、消防団員の活動服を新基準のものに更新するための購入費を計上しておりましたが、財源として見込んでおりました補助金が採択されませんでしたので、803万4,000円を減額するものでございます。

○議長（辻井 成人） 教育課長。

○教育課長（青木 大輔） 10款・教育費、1項・教育総務費、1目・教育委員会費で94万円の減額でございます。これは、11節・役務費、教職員健康診断料で17万円の減、12節・委託料、施設営繕設計委託料で77万円の減です。それぞれ実績及び実績見込みによる減額でございます。

2目・学校運営費の10節・需用費は100万円の減額で、令和7年度から使用する中学校の教師用指導書の購入額が1月末に確定したことによるものとなっております。

○議長（辻井 成人） 小学校区編制推進室長。

○小学校区編制推進室長（中瀬 基司） 3目・小学校区編制等事業費で2億1,966万6,000円の増額でございます。内訳としまして、右のページ、7節・報償費33万4,000円の減額は、運営準備委員会等謝金の減額でございます。これは、運営準備委員会や跡地利用検討委員会の実績見込みによるものでございます。14節・工事請負費2億2,000万円の増額は、第1期再編小学校、明和北小

学校等の建設工事の変更に係るものでございます。こちらは、後ほどご説明します第2表 継続費補正としても計上しておりますので、詳しくはそちらで説明いたします。

○議長（辻井 成人） 教育課長。

○教育課長（青木 大輔） 2項・小学校費、1目・小学校費は416万円の減額でございます。内訳は、小学校施設管理費、12節・委託料で、下水道供用開始のため、明星小学校浄化槽撤去による浄化槽維持管理料が79万4,000円の減額となっております。電気保安委託料19万円の減額及び消防用設備等点検委託料25万円の減額につきましては、修正集学校分の点検委託料で、点検が管理者契約となったための減額となっております。

小学校情報教育費では、12節・委託料で292万6,000円の減額でございます。こちらにつきましては、小学校に配置しておりますICT教育支援員に代わり、地域活性化起業人を活用することにより、1名分の委託料を減額するものです。

続きまして、2目・小学校給食費、7節・報償費で30万円の減額でございます。こちらにつきましては、給食調理員が休暇を取得した際に依頼する給食調理代行謝金で、実績見込みによる減額でございます。

29ページ、30ページをご覧ください。

3項・中学校費、1目・中学校費、中学校運営費、7節・報償費で30万6,000円の減額でございます。こちらにつきましては、中学校における部活動指導員の配置に係る指導謝金ですが、実績見込みによる減額となっております。

○議長（辻井 成人） 斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（森下 純） 10款・教育費、4項・社会教育費、4目・文化財保存活用費は652万円の減額でございます。内訳につきましては、右のページ、27節・繰出金で、斎宮跡保存事業特別会計への繰出金で752万円の減額、こちらの詳細につきましては、後ほど、斎宮跡特会で説明させていただきたいと思っております。7節・報償費で、大字上野地区の周知の埋蔵文化財包蔵地内における開発に伴う発掘作業員賃金として、100万円を増額するものとな

ります。

○議長（辻井 成人） 教育課長。

○教育課長（青木 大輔） 5項・保健体育費、2目・体育施設費、21節・補償、補填及び賠償金で50万円の追加補正をお願いしております。これは、町体育施設の指定管理を委託しております明和町スポーツ協会との基本協定書に基づき、電気料金、ガス料金の高騰及び人件費の引上げに伴う補償、補填を行うものです。明和町スポーツ協会は、法人化をしていない組織で、事業による収益確保を目的とせず、基本的に利益を上げない経営方針で運営しています。よって、事業者内の留保資金や積立金も保有しておらず、町が指定管理をお願いしているほかの事業者と比べても経営基盤が弱い状況です。そのような中で、昨年度からの物価高騰、また最低賃金の引上げ等により、運営が大変厳しくなっており、基本協定書の第26条に規定するリスク分担に基づき、急激な物価の変動に伴う補償、補填を行うものでございます。

○議長（辻井 成人） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 11款・公債費、1項・公債費、1目・元金は3,400万円の減額、同じく2目・利子は600万円の減額でございます。これは、令和6年度の借入れの確定により公債費が減額となったものでございます。

続いて、12款・諸支出金、1項・基金費、1目・ふるさと寄附基金費は2億円の追加でございます。歳入のふるさと寄附金の増額に伴い、基金の積立てを行うものでございます。

2目・教育、福祉施設建設基金費から、次の31、32ページの最終の14目・ボランティア基金費までは、各基金の利息見込額の増額により、積立金をそれぞれ追加するものでございます。

歳出は以上でございます。

○議長（辻井 成人） 歳出の説明が終わりましたので、続きまして、7ページ、歳入をお願いします。

○議長（辻井 成人） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 資料7ページ、8ページのほうをご覧ください。よろしいでしょうか。

10款1項1目1節・地方特例交付金は、交付実績に基づき5,533万2,000円の追加でございます。

続いて、11款1項1目1節・地方交付税は、1億2,962万6,000円の追加でございます。12月に普通交付税の追加交付があったことによるものでございます。

○議長（辻井 成人） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） 15款・国庫支出金、1項・国庫負担金、1目・民生費国庫負担金で335万7,000円の減額をお願いしております。内訳といたしましては、まず、2節・国民健康保険負担金で132万1,000円の減額を計上しております。その内容は、国民健康保険基盤安定負担金（保険者支援分）で70万8,000円の減額、国民健康保険未就学児均等割保険料負担金で15万8,000円の減額、そして、国民健康保険産前産後保険料負担金で45万5,000円の減額です。これらは、国民健康保険特別会計へ繰り出す今年度の負担金額の確定に基づき、それぞれの国庫負担金分を減額するもので、補助率は2分の1でございます。

○議長（辻井 成人） 福祉総合支援課長。

○福祉総合支援課長（稲浦 満） 続いて、6節・介護保険負担金で203万6,000円の減額です。これは、低所得者保険料軽減分について交付決定額に基づき減額をお願いするもので、補助率は2分の1でございます。

○議長（辻井 成人） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 2項・国庫補助金、1目・総務費国庫補助金、右ページ、1節・総務費補助金のうち、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は951万4,000円の減額でございます。これは、国の令和5年度予算に係る各給付金事業の給付実績により、交付金額を減額するものでございます。

続いて、同節内、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）については215万円の減額でございます。歳出で説明いたしました地方創生推

進事業費の減額に伴い、充当する歳入も減額するものでございます。

○議長（辻井 成人） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） 続いて、同節、社会保障・税番号制度システム整備事業補助金で188万円の減額でございます。これは、当初、今年度行う予定でありました戸籍への振り仮名対応に係る一部業務が、国のスケジュール変更により次年度での事業実施に変更となったことにより、その国庫補助金分を減額するものでございます。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（家城 和司） 2目・民生費国庫補助金、1節・民生費補助金、子ども・子育て支援事業費補助金で763万5,000円の増額をお願いしております。これは、歳出のときにご説明いたしました、今年度6月補正にて歳出予算をお願いしました児童手当の制度改正に伴う電算システムの改修費等について、令和6年12月18日付で三重県から補助金の交付決定があったことから、計上させていただきます。なお、補助率は100パーセントです。

○議長（辻井 成人） 教育課長。

○教育課長（青木 大輔） 5目・教育費国庫補助金、1節・就学援助費補助金で47万5,000円の減額補正をお願いします。これは、特別支援教育就学奨励費の実績見込みによる減額です。補助率は2分の1です。

続いて、2節・義務教育費補助金のうち、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金は83万2,000円の増額補正をお願いしております。これは、小中学校でのICT教育支援業務に対する国庫補助金です。補助率は3分の1です。

○議長（辻井 成人） 小学校区編制推進室長。

○小学校区編制推進室長（中瀬 基司） 学校施設環境改善交付金は300万円の増額でございます。これは、明和北小学校の整備費に係るもので、令和6年度分の交付金の額の確定によるものでございます。

○議長（辻井 成人） 防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） 6目・消防費国庫補助金、1節・消防費補助金

におきまして301万1,000円の減額をお願いしております。こちらは、歳出にもありました消防団員の新基準の活動服を購入するための補助金申請をいたしましたが、不採択となりましたため、減額するものでございます。

○議長（辻井 成人） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） 続きまして、9ページ、10ページをお願いいたします。

16款・県支出金、1項・県負担金、2目・民生費県負担金に598万円の減額をお願いしております。内訳は、1節・国民健康保険負担金で293万1,000円の減額を計上しております。

まず、国民健康保険基盤安定負担金（保険税軽減分）で227万円の減額です。これは、今年度の負担金の額確定に基づき、県負担金分を減額するもので、補助率は4分の3です。

次に、国民健康保険基盤安定負担金（保険者支援分）で35万4,000円の減額、国民健康保険未就学児均等割保険料負担金で7万9,000円の減額、国民健康保険産前産後保険料負担金で22万8,000円の減額につきましては、今年度の負担金額の各額確定に基づき、県負担金分を減額するもので、これらの補助率については4分の1です。

次に、4節・後期高齢者医療保険基盤安定負担金で203万1,000円の減額を計上しております。これは、今年度の負担金の額確定に基づき、県負担金分を減額するもので、補助率は4分の3でございます。

○議長（辻井 成人） 福祉総合支援課長。

○福祉総合支援課長（稲浦 満） 続いて、6節・介護保険負担金で101万8,000円の減額です。これは、低所得者保険料軽減分について交付決定額に基づき減額をお願いするもので、補助率は4分の1でございます。

○議長（辻井 成人） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂口 昇） 4目・農林水産業費県補助金、1節・農業費補助金では77万5,000円の追加補正をお願いしております。歳出でご説明いたしま

した、長寿命化・防災減災事業の補助金27万6,000円の追加補正及び農業水利施設省エネルギー化推進対策事業補助金49万9,000円の追加補正でございます。長寿命化・防災減災事業補助金につきましては、交付決定額に基づき27万6,000円の追加補正をお願いするものでございます。また、農業水利施設省エネルギー化推進対策事業補助金は、電気料金及び燃料費の高騰分の7割を補助するもので、排水機場に対して49万9,000円の交付決定がされたことから、追加補正をお願いするものでございます。

○議長（辻井 成人） 失礼しました。民生費県補助金のほう、福祉総合支援のほうを課長のほうから、まだもう1項目ありますので、どうぞ。

○福祉総合支援課長（稲浦 満） 失礼しました。

16款・県支出金、2項・県補助金、2目・民生費県補助金、1節・社会福祉費補助金で120万円の増額をお願いするものです。内訳は、障がい者医療費補助金84万円、一人親家庭等医療費補助金36万円で、歳出でご説明しました福祉医療費助成事業の扶助費に対する県補助金で、補助率は2分の1でございます。失礼しました。

○議長（辻井 成人） 大変失礼しました。

建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 16款・県支出金、2項・県補助金、5目・土木費県補助金、1節・土木費補助金で地籍調査補助金186万円の減でございます。これは、歳出でご説明しました有爾中8地区の地籍調査事業量減に伴う補助金の減でございます。補助率は4分の3でございます。

○議長（辻井 成人） 教育課長。

○教育課長（青木 大輔） 6目・教育費県補助金、1節・教育費補助金のうち、部活動指導員配置補助金は20万4,000円の減額補正をお願いします。これは、歳出で説明しました部活動指導員配置についての報償費を減額したことに伴い、補助金も減額するものです。補助率は3分の2です。

○議長（辻井 成人） 小学校区編制推進室長。

○小学校区編制推進室長（中瀬 基司） 子ども・子育て支援施設整備交付金は100万円の増額でございます。これは、明和北小学校内に整備いたします放課後児童クラブに係るもので、令和6年度分の交付金の額の確定によるものでございます。

○議長（辻井 成人） 総務課長。

○総務課長（朝倉 正浩） 3項・委託金、1目・総務費委託金、4節・選挙費委託金は362万4,000円の減額でございます。衆議院議員総選挙に係る歳出の減額に伴うものでございます。

○議長（辻井 成人） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 17款・財産収入、1項・財産運用収入、2目1節・利子及び配当金は100万円の追加でございます。各基金の利息見込額の増額によるものでございます。

続いて、18款1項・寄附金、1目1節・総務費寄附金は2億円の追加でございます。これは、ふるさと寄附金の寄附実績に基づき追加しております。

○議長（辻井 成人） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） 続きまして、11ページ、12ページをお願いいたします。

19款・繰入金、1項・特別会計繰入金、1目・後期高齢者医療特別会計繰入金、1節・後期高齢者医療特別会計繰入金に295万1,000円の増額を計上しております。これは、後期高齢者医療特別会計から一般会計への繰入金です。詳細につきましては、後期高齢者医療特別会計のところでご説明させていただきます。

○議長（辻井 成人） 福祉総合支援課長。

○福祉総合支援課長（稲浦 満） 続いて、3目・介護保険特別会計繰入金で19万6,000円の増額をお願いするものです。詳細につきましては、介護保険特別会計でご説明いたします。

○議長（辻井 成人） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） 4目・国民健康保険特別会計繰入金、1節・国民健康保険特別会計繰入金に204万8,000円の増額を計上しております。

これは、国民健康保険特別会計から一般会計への繰入金です。詳細は、国民健康保険特別会計のところでご説明さしあげます。

○議長（辻井 成人） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 2項・基金繰入金、5目1節・ふるさと寄附基金繰入金は110万円の追加でございます。歳出の減額に伴い、産業振興事業へ充当額を110万円、道路・公園事業へ充当額を300万円減額しております。また、歳出で小学校区編制推進室長が説明しました小学校建設工事費に300万円を追加で充当しております。

6目・財政調整基金繰入金は3億1,758万3,000円の減額でございます。他の歳入増額、歳出の減額に伴い、財政調整基金から繰入金を減額いたします。減額後の財政調整基金からの繰入れは2億2,180万8,000円でございます。

続いて、7目・教育、福祉施設建設基金繰入金は900万円の増額でございます。歳出で小学校区編制推進室長が説明しました小学校建設工事費に追加で充当するものでございます。

11目・松阪地区広域消防組合職員退職手当基金繰入金は2,500万円の増額でございます。歳出で防災安全課長が説明しました松阪地区広域消防組合負担金の職員の退職手当分に2,500万円を充当いたします。

○議長（辻井 成人） 斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（森下 純） 21款・諸収入、3項・受託事業収入、3目・教育費受託事業収入、1節・一般文化財発掘調査受託事業収入で100万円の増額を計上しております。内容といたしましては、歳入で説明いたしました大字上野地区の周知の埋蔵文化財包蔵地内における発掘調査等の費用につきまして、原因者負担の原則に基づきまして、事業者からの受託事業収入分の増額でございます。

○議長（辻井 成人） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 4項2目1節・雑入のうち、市町村振興協会市町交付金は、交付決定額に基づき37万4,000円の増額でございます。

○議長（辻井 成人） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） 同節で、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金で2,365万5,000円の減額です。これは、歳出の衛生費でご説明させていただきました、コロナワクチンの定期接種の接種者が予測よりも少なくなる見込みの減額に伴いまして、ワクチン生産体制等緊急整備基金からの助成金についても減額を行うものです。

○議長（辻井 成人） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂口 昇） 同じく雑入の団体営長寿命化・防災減災事業負担金は218万円の減額補正をお願いしております。歳出でご説明いたしました、寿命化・防災減災事業委託料の減額に伴う明和土地改良区負担金の218万円の減額でございます。

○議長（辻井 成人） 福祉総合支援課長。

○福祉総合支援課長（稲浦 満） 続いて、介護予防サービス計画作成料で20万円の増額をお願いするものです。こちらは、介護予防サービス計画作成料について、国保連合会から入金されるものです。

○議長（辻井 成人） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 13ページ、14ページをお願いいたします。

22款1項・町債、1目・総務債、1節・臨時財政対策債は1,679万6,000円の減額でございます。本年度、臨時財政対策債の発行可能額は2,320万4,000円に減額するものでございます。

2目・農林水産業債、1節・農業用施設整備事業債は590万円の追加でございます。9月補正で計上しました産業課の大淀排水機場の除じん機分解整備工事に対して、緊急自然災害防止対策事業の起債協議を行いましたので、財源を一般財源から地方債へ振り替えるものでございます。

3目・土木債、1節・道路整備事業債は170万円の追加でございます。既設

予算で対応しました建設課の道路復旧整備費に対して、災害復旧事業債の起債協議を行いましたので、財源を一般財源から地方債へ振り替えるものでございます。2節・河川整備事業債は170万円の減額でございます。歳出で建設課長が説明いたしました急傾斜地崩壊対策事業負担金の減額に伴い、充当している緊急自然災害防止対策事業債を減額するものでございます。

5目・教育債、1節・学校教育施設等整備事業債は2億270万円の追加でございます。歳出で小学校区編制推進室長が説明しました小学校建設工事費に充当するものでございます。

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案書の一般会計補正予算51ページ、第2表 継続費補正をお願いします。

小学校区編制推進室長。

○小学校区編制推進室長（中瀬 基司） 10款・教育費、1項・教育総務費、第1期再編小学校等整備事業で2億5,000万円を増額し、総額53億5,000万円とする継続費の変更をお願いするものでございます。

年割額では、令和6年度で2億2,000万円を増額し、令和7年度を新たに設定し、3,000万円を計上する、計2億5,000万円の増額でございます。これは、第1期再編小学校、明和北小学校等建設工事の事業費の増額及び国の繰越承認を受けた後の令和7年度への工期延長を行うためでございます。

変更内容の主なものにつきましては、小学校体育館の空調設備の追加と、全国的な物価高騰による資材費などの高騰によるものでございます。また、令和7年度に3,000万円を計上しておりますのは、明和北小学校のグラウンド整備の一部に独立行政法人日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金を受ける計画で、この助成金を受ける都合上、令和7年度予算に計上する必要があるためでございます。

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案書の52ページ、第3表 繰越明許費補正をお願いいたします。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂口 昇） 6款・農林水産業費、1項・農業費、県営排水機場ストックマネジメント事業費465万円の繰越明許をお願いいたします。

今年度より、県営事業により、川尻、藤原、八木戸、行部の排水機場、4機場の農村地域防災減災事業・用排水路施設整備事業に着手しております。

今年度、詳細設計業務を実施している状況ですが、現地調査に期間を要したことから、三重県が工期を延長するため、明許繰越を行います。町も県に合わせまして、事業負担金の明許繰越をお願いするものでございます。

○議長（辻井 成人） 生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 8款・土木費、5項・住宅費、事業名、管理不全土地制度予納金、120万円の繰越明許をお願いいたします。

こちらは、12月補正でお認めいただき、現在、裁判所に管理不全土地管理制度に基づく申立ての手続を行っているところですが、提出資料の補正等に時間を要しており、年度内に予納金の支払いが完了できない可能性も想定されることから、念のため次年度への繰越しをお願いするものでございます。

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案書の53ページ、第4表 地方債補正をお願いします。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 地方債補正で、まず、追加が1件ございます。内容については、先ほど歳入にて説明した内容と同様でございます。目的は、災害復旧事業債で、限度額は170万円でございます。起債の方法、利率及び償還方法は、議案書に記載のとおりでございます。

続いて、次のページ、54ページのほうをご覧ください。

地方債の変更が4件でございます。こちらも先ほど歳入にて説明した内容と同様で、いずれも限度額を増額、または減額するものでございまして、起債の方法、利率及び償還方法に変更はございません。

一般会計の説明は以上でございます。

◎議案第16号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第16号の説明を歳入・歳出全般、議案書の58ページ、第2表 繰越明許費、59ページ、第3表 地方債補正を併せてお願いします。

齋宮跡・文化観光課長。

○齋宮跡・文化観光課長（森下 純） それでは、歳出から説明させていただきたいと思います。

9ページ、10ページをご覧ください。

1款・総務費、1項・総務管理費、2目・保存活用費で800万円の財源振替をお願いしております。こちらは、史跡齋宮跡地内の土地公有化事業に伴う土地購入費の町負担分に対し、町の財政事情を鑑み、財源確保のため、土地公有化事業債として一般財源から地方債に財源振替を行うものでございます。

続いて、3目・体験学習施設等管理費で48万円の増額をお願いしております。こちらの内容としましては、齋宮跡・文化観光課の事務所をいつきのみや地域交流センターに移転するための費用で、内訳は、10節・需用費は事務所内に設置するプリンター等の消耗品費で10万8,000円、11節・役務費はL G W A N等のインターネット回線使用料1か月分で1万3,000円、12節・委託料は事務所内のL G W A N回線整備に伴う業務委託料35万9,000円となります。

続いて、歳入の説明に移らせていただきたいと思います。

資料を戻っていただいて、7ページ、8ページをご覧ください。

3款・繰入金、1項・他会計繰入金、1目1節・一般会計繰入金で752万円を減額しております。こちらは、先ほど歳出で説明いたしました財源振替800万円と事務所移転等に伴う費用48万円の差額752万円で、一般会計で説明しました齋宮跡特別会計への繰出金の減額と同額となっております。

5 款・町債、1 項・町債、1 目・教育債、3 節・土地公有化事業債で800万円の増額補正をお願いしております。こちらは、財源振替でも説明したとおり、史跡斎宮跡地内の土地公有化事業に伴う土地購入費の町負担分5パーセントに対し起債するもので、交付税措置としては元利償還金の3割となっております。

続いて、議案書58ページ、第2表 繰越明許費をご覧ください。

1 款・総務費、1 項・総務管理費、歴史的風致維持向上計画推進事業で450万円の繰越明許をお願いしております。こちらは、歴史的風致維持向上計画推進事業の東加座広場の公園整備に係る工事費でございます。東加座広場の南北道整備につきまして、関係機関との協議に時間を要したため、工事費の繰越明許をお願いするものでございます。

次に、議案書59ページ、第3表 地方債補正をお願いします。

起債の目的は社会資本整備総合交付金事業で、限度額は800万円でございます。起債の方法、利率、償還方法は表記のとおりでございます。

以上、説明を終わります。

◎議案第17号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第17号の説明を歳入・歳出全般でお願いいたします。

住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） まず、歳出のほうから説明させていただきます。

予算に関する説明書の9ページ、10ページをお願いいたします。

1 款・総務費、1 項・総務管理費、1 目・一般管理費に165万円の減額補正をお願いしております。内訳は、12節・委託料で165万円の減額でございます。

国の制度により、結核・精神疾患の医療費が高い市町村には特別調整交付金が支給されることとなっております。その円滑な申請のため業務委託を想定しておりましたが、試算の結果、対象外となることが判明したため、当初で計上しておりました165万円を減額補正するものです。

2款・保険給付費、1項・療養諸費、1目・一般被保険者療養給付費で1億5,000万円の減額補正をお願いしております。内訳は、18節・負担金、補助及び交付金の国保診療報酬で1億5,000万円の減額で、実績見込みによるものです。これは、主に団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行したことにより、被保険者数が減少したためです。

次に、4項・出産育児諸費、1目・出産育児一時金で400万円の減額補正をお願いしております。内訳は、18節・負担金、補助及び交付金の出産育児一時金で400万円の減額を計上しております。出産育児一時金の実績見込額に基づき減額をするものでございます。

6款・基金積立金、1項・基金積立金、1目・財政調整基金積立金で4,990万円の増額補正をお願いしております。内訳は、24節・積立金で国保の財政調整基金の積立金のため増額を行います。

8款・諸支出金、1項・償還金及び還付加算金、5目・保険給付費等交付金償還金で2,891万6,000円の増額補正をお願いしております。内訳は、22節・償還金、利子及び割引料で、過年度交付金等返還金として2,891万6,000円の増額です。過年度の保険給付費等交付金の精算による県への返還金となっております。

2項・繰出金、1目・一般会計繰出金で204万8,000円の追加補正をお願いしております。内訳は、27節・繰出金で、一般会計への繰出金として204万8,000円の増額です。先ほどの一般会計歳入での国民健康保険特別会計繰入金と同額となっております。その詳細となります。これは、前年度の事務費の精算による不用額に係る分を一般会計に戻すものとなっております。

続いて、歳入の説明に移らせていただきます。

7 ページ、8 ページをお願いいたします。

2 款・県支出金、2 項・県補助金、1 目・保険給付費等交付金、1 節・普通交付金に1億5,000万円の減額を計上しております。こちらは、先ほど歳出の保険給付費で説明させていただいた保険給付費に対する県の交付金に係るもので、保険給付費の減額に合わせて減額するものがございます。

4 款・繰入金、1 項・他会計繰入金、1 目・一般会計繰入金に1,337万円の減額補正をお願いしております。これは、一般会計歳出でありました国民健康保険特別会計への繰出金と同額で、その詳細となります。各種負担金の額確定などにより、一般会計から繰入金をそれぞれ減額するものとなっております。

内訳は、1 節・保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）で302万7,000円の減額、2 節・保険基盤安定繰入金（保険者支援分）で141万5,000円の減額、3 節・出産育児一時金等繰入金で266万7,000円の減額、4 節・財政安定化支援事業繰入金で71万円の減額、それぞれ各負担金の額確定による減額でございます。5 節・事務費繰入金は、先ほどの歳出の総務費で説明させていただきました委託料の減額分と、この後説明させていただきます国からの補助金が交付されることとなった分の合計で432万8,000円の減額です。6 節・未就学児均等割保険料負担金繰入金で31万4,000円の減額と、7 節・産前産後保険料負担金繰入金で90万9,000円の減額につきましても、負担金の額の確定による減額となっております。

5 款・繰越金、1 項・繰越金、1 目・繰越金、1 節・繰越金に8,590万6,000円の増額を計上しております。こちらは、前年度繰越金でございます。

7 款・国庫支出金、1 項・国庫補助金、1 目・社会保障・税番号制度システム整備費等補助金、1 節・社会保障・税番号制度システム整備費等補助金で267万8,000円の増額補正を計上しております。これは、マイナンバーカードと保険証の一体化のためのシステム改修費及び各保険者に事前確認のためにマイナンバーの下4桁の通知作成・送付を行ったための補助金です。当町のように国保標準システムを既に導入している自治体に対しても、かかった経費につい

て全額が補助されることに変更となったため、国庫補助分として計上し、当初、4款・繰入金として一般会計からの事務費繰入金で計上していた分を減額するものでございます。

以上となります。

◎議案第18号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第18号の説明を歳入・歳出全般でお願いいたします。

福祉総合支援課長。

○福祉総合支援課長（稲浦 満） 歳出から説明させていただきます。

介護保険特別会計予算説明書の11ページ、12ページをご覧ください。

1款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費、12節・委託料に66万4,000円の補正を計上しております。こちらは、老齢基礎年金額が増額となったことを受け、保険料等の区分を変更するためのシステム改修を行うため、増額をお願いするものです。

次に、3項・介護認定審査費、1目・介護認定審査会費、12節・委託料で21万7,000円の減額です。こちらは、松阪市へ委託している介護保険認定審査会の費用となります。

次に、2款・保険給付費、1項・介護サービス等諸費、1目・居宅介護サービス給付費、18節・負担金補助及び交付金で200万円の減額です。こちらは、実績見込額に基づき減額するものです。

続いて、3目・地域密着型介護サービス給付費、18節・負担金補助及び交付金で600万円の減額です。こちらは、実績見込額に基づき減額するものです。

次に、3款・地域支援事業費、1項・介護予防・生活支援サービス事業費、

1目・介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、国、県の交付金の充当額の変更に伴う財源振替でございます。

次に、3款・地域支援事業費、6項・その他諸費、1目・審査支払手数料、11節・役務費につきましては、実績見込額に基づき1万円の補正をお願いするものです。

次の13ページ、14ページをご覧ください。

5款・諸支出金、3項・繰出金、1目・一般会計繰出金、27節・繰出金につきましては19万6,000円の補正を計上しております。こちらは、松阪市へ委託している認定審査会の過年度精算に伴う返還金について、一般会計へ繰出しするものです。

次に、歳入を説明させていただきます。

7ページ、8ページをご覧ください。

1款・保険料、1項・介護保険料、1目・第1号被保険者保険料、1節・現年度分特別徴収保険料に5,795万9,000円を計上しております。また、2節・現年度分普通徴収保険料に568万7,000円を計上しております。これらは、現年度分の保険料でございます。

次に、2款・国庫支出金、1項・国庫負担金、1目1節・介護給付費国庫負担金で203万4,000円の減額です。こちらは、保険給付費に係る国負担分で、交付決定に基づき減額するものです。負担割合は20パーセントです。

次に、2項・国庫補助金、1目・調整交付金、1節・現年度分調整交付金で1,022万円を計上しております。こちらは、保険給付費に係る国の負担分で、見込額に基づき増額するものでございます。

続きまして、2目・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、1節・現年度分に3,000円を計上しております。こちらは、地域支援事業費に係る国の負担分でございます。

続きまして、4目1節・保険者機能強化推進交付金で、交付決定に基づき59万4,000円を減額するものです。

続きまして、5目1節・介護保険保険者努力支援交付金で、交付決定に基づき258万6,000円の補正をお願いするものです。

続きまして、6目1節・介護保険事業補助金33万1,000円は、歳出で説明いたしましたシステム改修に係る国の補助金で、補助率2分の1でございます。

次に、3款・支払基金交付金、1項・支払基金交付金、1目1節・介護給付費交付金で4,685万9,000円の減額です。こちらは、保険給付費に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金27パーセントで、確定見込みに基づく減額です。

続きまして、2目・地域支援事業支援交付金、1節・現年度分に3,000円を計上しております。こちらは、地域支援事業費に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金となります。

次に、4款・県支出金、1項・県負担金、1目1節・介護給付費県負担金で2,800万7,000円の減額です。こちらは、保険給付費に係る県負担分で、交付決定に基づき減額するもので、負担割合は12.5パーセントです。

次、9ページ、10ページをご覧ください。

4款・県支出金、2項・県補助金、1目・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、1節・現年度分に1,000円を計上しております。こちらは、地域支援事業費に係る県の負担金でございます。

次に、6款・繰入金、1項・一般会計繰入金、1目・介護給付費繰入金、1節・現年度分で100万円の減額です。こちらは、保険給付費に係る町負担分で、実績見込みに基づき減額するもので、負担割合は12.5パーセントです。

続いて、2目・地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、1節・現年度分で1,000円を計上しております。こちらは、地域支援事業費に係る町の負担分で、割合は12.5パーセントでございます。

続いて、4目1節・事務費繰入金に11万6,000円を計上しております。総務費の補正に係る分で、一般会計から繰り入れるものでございます。

続いて、5目・低所得者保険料軽減繰入金、1節・現年度分で404万4,000円

の減額です。こちらは、保険料減額分に係る分を一般会計から繰り入れるもの
でございます。

次に、7款1項1目1節・繰越金、438万2,000円の減額です。

最後に、8款・諸収入、2項・雑入、1目1節・返納金で53万8,000円、3
目1節・雑入で過年度精算に伴う返還金212万8,000円を計上しております。

◎議案第19号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第19号の説明を歳入・歳出全般で願
いします。

住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） 歳出から説明させていただきます。

予算に関する説明書の9ページから10ページをご覧ください。

2款・後期高齢者医療広域連合納付金、1項・後期高齢者医療広域連合納付
金、1目・後期高齢者医療広域連合納付金に1,426万9,000円の増額補正をお願
いしております。内訳としましては、18節・負担金、補助及び交付金に1,426
万9,000円の増額を計上しております。こちらは、後期高齢者医療広域連合へ
の納付金で、内容の詳細は、一般管理事務費負担金の納付額確定で52万7,000
円の減額、健康診査事業費負担金の納付額確定で8万2,000円の減額、健康診
査事業事務費負担金の納付額確定で34万3,000円の減額、保険料負担金につき
ましては不足が見込まれるため1,300万円の増額、保険基盤安定制度負担金の
納付額確定で270万6,000円の減額、過年度療養給付費負担金では令和5年度の
市町負担金の精算による返還額が確定したことにより492万7,000円の増額で、
以上、6つについての差引き額となっております。

4款・諸支出金、2項・繰出金、1目・繰出金、27節・繰出金に295万1,000

円の増額補正をお願いしております。先ほどの一般会計歳入で後期高齢者医療特別会計繰入金と同額で、その詳細となります。こちらは、後期高齢者医療広域連合からの前年度一般管理事務費負担金の精算に伴う返還金と前年度事務費精算分の差引きで295万1,000円を増額計上しており、一般会計へ戻すものがございます。

次に、歳入の説明に移らせていただきます。

7ページ、8ページをお願いいたします。

2款・一般会計繰入金、1項・一般会計繰入金で補正額の合計126万9,000円の増額補正をお願いしております。これは、一般会計歳出の後期高齢者医療特別会計への繰出金と同額となっており、その詳細となります。

1目・事務費繰入金、1節・事務費繰入金に95万2,000円の減額補正をお願いしております。こちらは、先ほど歳出のほうでご説明させていただきました後期高齢者医療広域連合への納付金に係るもののうち、一般管理事務費と健康診査事業費と健康診査事業事務費の分の合計額となっており、一般会計からの繰入額を歳出の減額に伴い減額するものでございます。

2目・保険基盤安定繰入金、1節・保険基盤安定繰入金に270万6,000円の減額補正をお願いしております。こちらは、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金の保険基盤安定制度負担金に係る減額に伴い減額を行うものです。

3目・療養給付費繰入金、1節・療養給付費繰入金に492万7,000円の増額補正をお願いしております。こちらは、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金の過年度療養給付費負担金の精算による返還額492万7,000円に伴い増額を行うものです。

3款・繰越金、1項・繰越金、1目・繰越金、1節・繰越金で1,296万8,000円の増額補正をお願いしております。こちらは、前年度繰越金でございます。

4款・諸収入、2項・雑入、1目・雑入、1節・雑入で298万3,000円の増額補正をお願いしております。これは、後期高齢者医療広域連合からの過年度分の一般管理事務費負担金の精算による返還金となっております。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（森下 純） 申し訳ございません。

議案第16号 令和6年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第6号）の
詳細説明に誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと思
います。

議案の59ページ、第3表 地方債補正、こちらの起債の目的を「社会資本整備総合交付金事業」と説明いたしましたが、こちら、起債の目的は「土地公有化事業債」でございます。

失礼いたしました。

○議長（辻井 成人） よく気をつけてください。

以上で、一括上程しました各議案の詳細説明を終わります。

本日の審議予定は説明までですので、質疑、討論、採決は、3月3日に行うことにします。

◎散会の宣告

○議長（辻井 成人） ここで生活環境課長より特に発言を求められております。これを許可したいと思います。

生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 発言の機会をいただきましてありがとうございます。

去る1月31日に開催されました令和7年第2回臨時会の補正予算の質疑におきまして、高橋議員からの「じんかい収集車にエコカーは存在しないのか」というご質問に対して、私から、「今回買い求める中でエコカーは確認できなかった」というお答えをさせていただきましたけれども、私の答弁が不十分であ

ったため、じんかい収集車にエコカーが一切存在しないというような誤解が生じているといったご指摘を受けましたので、答弁のほうを補足、修正をさせていただきますというふうに思います。

正確には、じんかい収集車にもエコカーは存在いたしますが、今回の車両購入に当たって現場での運用面を総合的に勘案する中で、仕様等、こちらの希望に合致するようなエコカーは確認できなかったというふうにお答えすべきでした。

今後は丁寧な答弁に努めてまいりますので、お認めいただきますようにご了承いただきたいというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（辻井 成人） 以上で、生活環境課の発言を終わります。

これをもちまして、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午前 11時 56分）
